

平成29年 第2回 定例教育委員会 会議録

招集日時	平成29年2月16日 午後6時30分								
開会日時	平成29年2月16日 午後6時30分								
閉会日時	平成29年2月16日 午後7時30分								
開催場所	ふじみ野市役所本庁増築棟3階 災害対策室								
教育長	朝 倉 孝								
委員出席席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者					
	1	富田信太郎	出	教育部長	中野則之	出	社会教育課長	佐藤龍司	出
	2	塩野 好一	出	学校教育管理監	朝倉美由紀	出	大井図書館長	宮井さゆり	出
	3	山城いづみ	出	教育総務課長	皆川恒晴	出	大井中央公民館長	三上隆夫	出
	4	伊藤 英夫	出	学校教育課長	榎本 崇	出	上福岡歴史民俗資料館長	原口雅樹	出
				学校給食課長	岡田 彰	出	学校給食課主幹	原田準一	欠
書記	教育総務課主事補 宮原健太郎			傍聴人数			0人		
会 議 概 要									
議 事 等									
<p>第4号議案「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について」（可決）</p> <p>第5号議案「ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて」（可決）</p> <p>第7号議案「ふじみ野市立大井中央公民館分館長を委嘱することについて」（可決）</p> <p>報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立小・中学校管理規則の一部を改正することについて）」（承認）</p> <p>報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正することについて）」（承認）</p> <p>【非公開】</p> <p>第6号議案「平成29年度当初小・中学校教職員人事の内申について」（可決）</p>									
(18時30分)		<p>○開会の宣告</p> <p>ただ今から、平成29年第2回定例教育委員会会議を開催いたします。</p>							
教育長									

<p>教育長</p>	<p>○会議録の承認</p> <p>まず始めに、前回定例会会議録の承認についてです。</p> <p>事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(確認事項なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。</p> <p>後ほど、委員の皆様の御署名をお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○教育長からの報告</p> <p>次に、報告でございますが、本日は議題もかなり多くございますので、今までも御報告させていただいたとおりでございます。</p> <p>これまでの間、特に大きな変更等はございません。</p>
<p>教育長</p>	<p>○本日の議事</p> <p>それでは議事に入ります。本会議に提案させていただいた議事の件数は、議案4件、報告事項2件です。</p>
<p>教育長</p>	<p>○提案理由の説明</p> <p>では、教育部長から議案4件の提案理由をお願いします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(提案理由の説明)</p>
<p>教育長</p>	<p>ここでお諮りします。本日の議案のうち、第6号議案「平成29年度当初小・中学校教職員人事の内申について」は、報告事項終了後に非公開として審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(了承)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、そのように決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>○第4号議案</p> <p>はじめに、第4号議案「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について」を議題といたしま</p>

学校教育管理監

す。

本議案の説明を学校教育管理監よりお願いします。

学校教育管理監の朝倉でございます。

「第4号議案」と書いてあるページの次のページを御覧ください。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

このことにつきましては、教育相談室に新たに「教育心理相談員」を置き、また、教育相談室の「常任相談員」という名称を「教育相談員」という名称に定めるために、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を人事課において3月議会に提出する予定となっております。

この原案を決定するために、ふじみ野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第10号の規定により案を提出するものです。

一番上に「案」と書いてあるページの第2条を御覧ください。

「教育相談員」がこれまで教育相談室の常任相談員に当たる者、日額報酬は9千円であり、そこに加えたのが「教育心理相談員」でございます。

この者につきましては、教育相談員に指導・助言する立場ということで高度な専門性を持つ者です。臨床心理士、臨床発達心理士、社会福祉士のいずれかの資格を持つ者をこれに充てます。

高度な専門性を持つので、日額報酬は1万2千円と定めます。

2ページめくっていただきまして「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第2条関係）」を御覧ください。

現行では、職名を「教育相談員」、区分を「常任相談員」としています。

今までの常任相談員を「教育相談員」とし、整理します。

そして、今御説明しました資格等を持ち高度な専門性を有する者を「教育心理相談員」として分けて考えて、報酬等もそれに準ずるものを設定しております。

改正点は以上です。

なお、職務内容等を定めている教育相談室設置条例施行規則の一部改正は、3月の定例教育委員会会議でお諮りいたします。

以上です。

教育長	私から質問というか、補足説明をお願いします。
学校教育管理監	教育心理相談員の年間勤務日数は何日でしょうか。
教育長	240日です。
学校教育管理監	教育相談員も240日で、今までと変わらないということでしょうか。
教育長	はい。そのとおりです。
学校教育管理監	専門性を有する人も勤務日数は同じだということですね。
教育長	どちらも240日で、減じておりません。
学校教育管理監	そういう意味では、どちらも手厚く対応できるということですね。
教育長	もう一点、今までの常任相談員は何人いましたか。
学校教育管理監	今までは4名でしたが、これからは、今まで常任相談員であった教育相談員が3名、教育心理相談員が2名です。全体としては1名増です。
教育長	細かいことを申し上げますと、勤務日数も今まで1名だけ180日勤務していましたが、それも全て240日に上げたということになります。
伊藤委員	これからはそのような体制で臨むということですが、この案件について各委員の皆様から御質問ございますでしょうか。
学校教育管理監	教育相談員の採用の際の資格要件を教えてください。
教育長	教育相談員につきましては、今までは何かの資格を有しているということではなく、教育の経験があつたり、子供と関わる仕事に就いていたり、各中学校に1名配置しているさわやか相談員の経験を有していたりという経験値と人柄等を見て採用していました。
各委員	そういった中で、一生懸命勉強してWISC知能検査の研修に盛んに参加している者もおりました。
教育長	それらの者に対し指導・助言する立場として教育心理相談員を置きます。
各委員	ほかに御質問はございますか。
教育長	(質疑なし)
各委員	質問がないようですので、お諮りします。
教育長	第4号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第4号議案は原案のとおり決定いたします。

<p>教育長</p>	<p>○第5号議案</p> <p>次に、第5号議案「ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて」を議題といたします。</p> <p>本議案の説明を大井図書館長よりお願いします。</p>
<p>大井図書館長</p>	<p>こんばんは。大井図書館長の宮井です。よろしく申し上げます。</p> <p>第5号議案、ふじみ野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて御説明いたします。</p> <p>議案3枚目の新旧対照表を御覧ください。</p> <p>貸出しの資料、数量及び期間を定めた施行規則第6条の改正です。</p> <p>現行の表の中の右側、資料名の4行目、「ビデオ、DVD」とありますが、ビデオテープは、現在、テープデッキをお持ちの方が少なくなっております。また、テープが劣化しているため、貸し出すとテープがデッキに絡まってしまって、デッキやテープが傷むことがたびたびありましたので、現在は館内で御覧いただいております。</p> <p>よって、来年度からはビデオは貸出ししないということで削除します。</p> <p>それと、左側の改正案の資料名の4行目、DAISYですが、Digital Accessible Information Systemであり、デジタル録音図書のことです。</p> <p>これは、今まで視覚に障がいのある方にお貸ししていましたが、一般用のマルチメディアもたくさん出版されてきておりまして、マルチメディアDAISYとして一般の人に貸し出せる物もあります。</p> <p>大井図書館と上福岡図書館でそれぞれ100点位ありますので、5点以内貸し出すこととし一部改正するものです。</p> <p>もう一点は次のページ、図書館利用カード交付申請書の中の性別記入欄を削ります。</p> <p>本市は、人権に配慮した市政を推進しており、業務に支障のない範囲で性別記入欄を削除することとしています。</p> <p>この趣旨に則り、新年度から改めます。</p> <p>以上、御審議よろしく申し上げます。</p>
<p>教育長</p> <p>塩野委員</p>	<p>この案件について、各委員の皆様から、御質問がございましたらお願いします。</p> <p>ビデオの貸し出しをしないということですが、ビデオは図書館にあって、</p>

	図書館では見られるということですね。
大井図書館長	はい。そのとおりです。
教育長	ほかに御質問はございますか。
各委員	(質疑なし)
教育長	他に質問がないようですので、お諮りします。
	第5号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第5号議案は、原案のとおり決定いたします。
	○第7号議案
教育長	では、先ほど申し上げましたとおり議事の順序を変更して、第7号議案「ふじみ野市立大井中央公民館分館長を委嘱することについて」を議題といたします。
	本議案の説明を大井中央公民館長よりお願いします。
大井中央公民館長	大井中央公民館の三上です。よろしくお願いします。
	第7号議案、ふじみ野市立大井中央公民館分館長を委嘱することについて説明させていただきます。
	本議案につきましては、大井中央公民館分館長のうち原分館長の任期が平成29年2月28日をもちまして任期満了となるため、現在の分館長であります香川正廣氏を引き続き、3月1日付けで分館長に委嘱するものでございます。
	香川氏は、現在68歳で、今回3期目になります。
	任期は、平成29年3月1日から平成31年2月28日までの2年間となります。
	分館長の選出に当たりましては、地域の町会である武蔵野町会から推薦をいただきまして、分館長候補者としています。
	分館長の詳細につきましては、参考資料のとおりでございます。
	よろしく御審議のほど、お願いいたします。
教育長	この案件について、各委員の皆様から、御質問がございましたらお願いします。
各委員	(質疑なし)

教育長	質問がないようですので、お諮りします。
各委員	第7号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
教育長	(全員賛成)
教育長	賛成総員と認め、第7号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	○報告事項
教育長	次に、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立小・中学校管理規則の一部を改正すること）」について、学校教育課長より報告をお願いします。
学校教育課長	学校教育課長の榎本です。よろしくをお願いします。
学校教育課長	報告事項、ふじみ野市立小・中学校管理規則の一部を変更することについて御説明いたします。
学校教育課長	資料を2枚めくっていただきまして新旧対照表を御覧ください。
学校教育課長	はじめに訂正をお願いします。第21条の見出し中「承認」が「昇任」となっていますので、「承認」に訂正します。申し訳ありません。
学校教育課長	それでは御説明いたします。
学校教育課長	平成28年12月26日、埼玉県立高等学校の管理規則の一部を改正する規則が公布され、平成29年1月1日から施行されました。
学校教育課長	このことを受け、本市の小中学校管理規則も一部を改正することとなりました。
学校教育課長	改正点について説明いたします。新旧対照表を御覧ください。
学校教育課長	大きな改正点としては、第21条の休暇の承認に介護時間が新設されたことです。
学校教育課長	介護時間は、家族等が、疾病等により正常な日常生活を営めない状態（要介護者）にあり、学校職員がそのような者の食事、入浴、着替え、排泄等の身の回りの世話等を行うときで、当該要介護者の介護をするために請求した場合に、校務の正常な運営を妨げることにならない範囲内で承認されるものです。
学校教育課長	これまであった介護休暇と今回新設された介護時間は、制度の趣旨が異なるものです。介護休暇は、臨時的に一定期間集中的な対応が必要になるケースに対応する休暇であるのに対し、介護時間は、日常的かつ長期的な

	<p>対応が必要になるケースに対応する休暇です。</p> <p>なお、介護時間は、1日2時間を超えない範囲で、介護の初日から3年の期間内まで取得可能です。期間内であれば何回でも申請が可能です。</p> <p>また、ノーワーク・ノーペイの原則から介護時間は無給の休暇となります。</p> <p>その他の改正点は、字句等の整理となっております。</p> <p>今回の改正については、県教育委員会規則の改正を受けて行うものであり、本市教育委員会の審議の余地がないものと判断し、教育長による専決とさせていただきます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
教育長	<p>確認したいのですが、今の説明の中で「埼玉県立高等学校の管理規則の一部を改正する規則が公布され」と言いましたか。</p>
学校教育課長	<p>はい。言いました。この規則の一部改正が埼玉県教育委員会規則第26号ですが…。</p>
教育長	<p>資料の提案理由には「埼玉県立学校管理規則の一部改正に伴い」となっています。</p>
学校教育課長	<p>申し訳ありません。後ほど確認いたします。</p>
教育長	<p>中等学校もありますから、「埼玉県立学校管理規則の一部改正」で良いのではないのでしょうか。</p> <p>後ほど確認をお願いします。</p> <p>それと、先ほどの介護の時間についての説明の中で「校務の正常な運営を妨げることにならない範囲内で承認される」とありましたが、具体的にはどのようなことか説明してください。</p>
学校教育課長	<p>一つには、教員の場合は、児童・生徒の授業にかからないということがありますので、授業にかかると「校務の正常な運営を妨げること」のうち一番大きなものになるかと思えます。</p> <p>事務職の場合は、窓口業務等について、その者がいないと回らない場合には「校務の正常な運営を妨げること」になると思えます。</p> <p>いずれにしても、例えば授業に影響が出る場合は、当然その教員が持つ時間割の調整をしなければなりませんし、窓口業務については県費の者は各学校1名ですから、市費事務職員と協力したり、時には教務主任や教頭</p>

が窓口業務の一つを行うなどする必要があるかと思ひます。

そのようなことが障害となつてこの休暇が取得しづらひということがあつてはならないので、事前に制度の趣旨や学校で行える調整について職員に十分説明して、職員に気持ち良く取得してもらうことが必要であると思ひます。

この休暇は分割して取得することができますので、介護の時間に合わせて、例えば「8時30分から9時までの30分間、残りの1時間30分は最後の方に」という取得方法ですと、授業にかかる分を最小限に抑えることができます。

また、介護することが事前に分かつていて、管理職に相談があつた場合は、例えば翌年度は担任ではなく担外で授業を持っていただくなど、子供達への不利益がない形の人事配置が考えられるかと思ひます。

教育長

ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いしします。

各委員

(質問なし)

教育長

報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、報告の内容のとおり了承いたします。

○報告事項

教育長

次に、「専決処理に関する報告について(ふじみ野市立小・中学校職員服務規則の一部を改正すること)」について、学校教育課長より報告をお願いします。

学校教育課長

続けてよろしくお願ひしします。

平成28年12月26日、埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則が公布され、平成29年1月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、大きく分けると、介護休暇関係、育児休業関係の2点ございます。改正点が多いので、改正のポイントについてのみ説明をいたします。

「介護休暇関係」の改正点は3点です。

新旧対照表の第11条第9項を御覧ください。

1点目は、介護時間の取得には介護時間簿をもって申請することを規定しました。

2点目は、介護休暇の取得期間の制限がなくなったことです。資料の6ページを御覧ください。左上「要介護者に関する事項」に「介護が必要となった時期」という欄があります。これまでは、この欄に「介護休暇の期間の初日から1年間」となっていました。

3点目は時間外勤務の特例措置が新設されたことです。それに伴い、新たに様式に介護時間簿を加え、介護休暇簿、深夜勤務・時間外勤務制限請求書の様式を変更いたしました。

「育児休業関係」の改正点については2点ございます。

1点目は、対象となる子の範囲が拡大されたことです。養子縁組のため試験的な養育期間にある子、養子縁組を希望している里親に委託されている子、養子縁組を希望している里親として適当とされるが、実親等の同意が得られないため養育里親として委託された子が、これに当たります。

2点目は非常勤職員の育児休業取得要件が緩和されたことです。原則として、非常勤職員の育児休業は、子が1歳の誕生日を迎える前日まで取得できますが、それが1歳6か月まで認められることになりました。

これは、主に、待機児童となってしまった状況に対応するために期間が延びたものです。

これら2点の改正に伴い、育児休業承認請求書、育児短時間勤務承認請求書、育児又は介護の状況変更届の様式を変更しました。

今回の改正については、県教育委員会規則の改正を受けて行うものであり、本市教育委員会の審議の余地がないものと判断し、教育長による専決とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。

各委員

(質問なし)

教育長

報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、報告の内容のとおり了承いたします。

	<p>以上で、公開とする議案及び報告事項の審議を終了いたします。</p>
教育長	<p>○各課からの報告</p> <p>この後は非公開の審議になりますので、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。</p> <p>(大井中央公民館長、上福岡歴史民俗資料館長：報告)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。</p>
教育長	<p>○次回の日程等</p> <p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>次回は、平成29年3月24日(金)午後6時30分から、会場は市役所本庁増築棟3階災害対策室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各委員	<p>(了承)</p>
教育長	<p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。</p> <p>では、ここからは非公開となりますので、教育部長、学校教育管理監及び学校教育課長以外の課長及び主幹には退席をお願いします。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p>
教育長	<p>○第6号議案</p> <p>【非公開】</p> <p>○非公開の解除</p> <p>ここで、非公開を解除し、改めて第6号議案「平成29年度当初小・中学校教職員人事の内申について」が可決されましたことを御報告いたします。</p>
教育長 (19時30分)	<p>○閉会の宣告</p> <p>以上で、平成29年2回定例教育委員会会議を閉会いたします。</p> <p>本日はお疲れ様でした。</p>